

## JPPC 推奨事業の実施について

- 1 目的 官民協働の理念のもとに（Private Public Partnership）、正会員及び協賛会員のノウハウを全国に普及し、我が国の公共スポーツ施策と会員団体等の発展に寄与することを目的とする。
- 2 評価事項
  - (1) 事業評価事項
    - ① 我が国の公共スポーツ施策の発展に寄与する内容であること。  
（指定管理者制度のノウハウ構築、地域の活性化、市民の安全性の確保、情報通信技術の高度化等）
    - ② JPPC 会員団体の発展に寄与し、かつ、社会情勢に比して JPPC 会員への利点が認められること。
    - ③ JPPC 会員団体からの相応の支持・評価を受ける内容であること。
    - ④ 活動を補完する幹事団体を有し、JPPC に定期・不定期に当該活動の報告・承認を受ける体制を有すること。
  - (2) 団体評価事項
    - ① 正会員及び協賛会員であること。
    - ② スポーツ庁又は JPPC 会員団体との業務実績を有すること。
    - ③ 社会貢献活動等を積極的に実施している団体であること。
    - ④ 過去3年間に官公庁等からの指名停止等の措置がないこと。  
（地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項）
- 3 主な審査手順
  - (1) 事務局評価 書面及びヒアリングにて JPPC 事務局にて評価を行い、事業検討委員会等へ推薦する。  
尚、正会員については省略することができる。
  - (2) 委員会評価 事業検討委員会及び各種講習会にて書面又はプレゼンテーションにて評価を行い、相応の支持・評価をえた場合について、事務局にて幹事会へ承認依頼を行う。
  - (3) 幹事会承認 書面及びヒアリングにて幹事会員の2／3以上で承認をえる。  
尚、正会員については報告のみとすることができる。